

伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金 交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日
伊勢まちづくり株式会社

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、第 2 条に定める中心市街地の商店街等において、その区域の不足業種等、地域の課題解決やニーズに適う業種で空店舗に新規出店されるものを誘致したときに、伊勢まちづくり株式会社（以下「まちづくり会社」という。）が伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中心市街地の機能回復及び近代化を促進し、利便性を高め、出店者の地域定着及び安定的な経営に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 平成 11 年に策定された伊勢市中心市街地商業等活性化基本計画の計画対象区域
- (2) 商店街等 近接して小売業又はサービス業を営む店舗が存在する区域にあって、その事業を営む者（以下「小売業者等」という。）が主な構成員として組織された団体で、次のいずれかの団体をいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設置された団体
 - イ 小売業者等で組織する任意の団体

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付をうけることができる者は、中心市街地の商店街等の空店舗へ新規出店を誘致し、その賃料を補てんする商店街等であって、伊勢まちづくり株式会社（以下「まちづくり会社」という。）に登録をした次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 伊勢明倫商店街協同組合
- (2) 伊勢銀座新道商店街振興組合
- (3) 伊勢市駅前商店街振興組合
- (4) 伊勢高柳商店街振興組合
- (5) 浦之橋商店街振興組合
- (6) 外宮参道発展会
- (7) 河崎本通り活性化会議
- (8) まちづくり会社が特に必要と認めた前条第 1 項第 2 号のイに規定する団体

(補助の対象となる範囲)

第 4 条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、当事業の予算の範囲内において、次の各号に掲げる全ての要件を満たす店舗に係る内装工事費及び家賃の賃料補てん額とする。

- (1) 商店街等において作成する空店舗情報に登録された空店舗への出店であって、商店街区内に位

置すること。

- (2) 中小商業及び中小サービス業であって、1日6時間以上かつ週5日以上営業すること。
- (3) 各商店街等内で組織する空店舗テナント誘致委員会（以下「委員会」という。）が承認したものであること。
- (4) 出店地域の商店街等に参加し、また、伊勢商工会議所の経営指導を受けること。
- (5) 新規出店する個人及び法人が、市税を滞納していないこと。

2 前項に関わらず、まちづくり会社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額及び交付期間）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、別表第1に定める。

（商店街等の登録）

第6条 補助金を受けようとする商店街等は、次の各号の要件を満たし、あらかじめまちづくり会社に登録しなければならない。

- (1) 事業を行う会計を有し、年に一度以上、総会を開催していること。
- (2) 商店街等区域内において、小売業者等の過半数が構成員であること。
- (3) 委員会を設置していること。

2 前項の登録を行おうとする商店街等は、伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業商店街等登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、まちづくり会社に提出しなければならない。

- (1) 定款・規約
- (2) 直近の総会資料（事業計画・予算書・決算書）
- (3) 役員名簿と委員会名簿
- (4) エリア（区域）図
- (5) その他まちづくり会社が必要と認める書類

3 まちづくり会社は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、事実と相違ないと認めたときは、速やかに登録しなければならない。

4 登録を受けた商店街等は、毎年度4月、第2項第2号及び第3号の書類の提出をもって更新するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えてまちづくり会社に提出しなければならない。

- (1) 新規出店及び賃料補てん額を決定した委員会の議事録
- (2) 貸主と新規出店者との契約書の写し
- (3) 新規出店する店舗の位置図
- (4) その他まちづくり会社が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 まちづくり会社は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定

をするものとする。

(決定の通知)

第9条 まちづくり会社は、補助金の交付決定をしたときはその決定内容を、これに条件を付した場合にはその条件を、伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第10条 まちづくり会社は、前条の規定による交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の中止又は内容を変更するときは、まちづくり会社の承認を受けること。

(2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにまちづくり会社に報告してその指示を受けること。

(3) その他まちづくり会社が必要と認めること。

2 前項第1号に規定する承認を受けようとする者は、伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業計画変更承認申請書(様式第4号)をまちづくり会社に提出しなければならない。

3 まちづくり会社は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、その結果を伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業計画変更決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金交付請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて補助金の交付の申請をした者から請求があり次第行うものとする。

(1) 補てんした家賃の領収書の写し

(2) その他まちづくり会社が必要と認める書類

2 前項の請求は、家賃を補てんした都度各月ごとに行うものとする。ただし、まちづくり会社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 まちづくり会社は、第1項に規定する請求があったときは、必要な調査を行ない、事実と相違ないと認めたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 まちづくり会社は、補助事業を行う者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を適正かつ効率的に使用しなかったとき。

(3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は指示に従わなかったとき。

(5) 正当な事由がなく、調査を拒んだため補助事業の内容が確認できないとき。

(6) 新規出店後最初に補助を受けた月から、補助対象要件を欠くことなく2年を超えて営業を継続することとし、2年以内に営業を中止等したとき。

2 前項の規定により取り消し、又は変更したときは、伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金交付決定取消・変更通知書(様式第7号)により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 まちづくり会社は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて伊勢市中心市街地空店舗出店促進事業補助金返還命令書(様式第8号)により、その返還を命じなければならない。

(調査)

第14条 まちづくり会社は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、関係書類その他の物件を調査させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項はまちづくり会社が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象区分	補助金の額及び交付期間
家賃補助	家賃の2分の1に相当する額で、月額7万5千円を上限とする。 補助金の交付期間は、商店街等が店舗の賃借料を補助する月のうち、連続した8ヶ月以内の期間とする。
内装工事費補助	内装工事にかかる2分の1に相当する額で、店舗面積により、次の額を上限とする。ただし、3社以上の見積書に基づき施工された工事経費であって、まちづくり会社が適当と認めた経費にのみ補助する。 ア 0~40㎡未満 60万円以内 イ 40㎡以上~80㎡未満 80万円以内 ウ 80㎡以上 100万円以内